

生活問題確認通知書

確認番号 平成22年 第6658号

この度、貴方が契約会社に行っている料金の未払いもしくは契約不履行に対して当該会社が管轄裁判所に訴状申請した事を通知致します。

訴訟内容、取り下げ期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終催告、また御本人様と訴訟内容を確認する機関であり、当センターが貴方に対して訴訟内容を説明することは出来ません。

個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡をお願い致します。

このまま訴訟無効を申請し裁判費用の支払い義務を負う事になります。

尚も放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※最近、個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられますので、万が一身に覚えが無い場合も他にご連絡下さい。

相談受付時間 9:30～17:30 (土・日・祭日を除く)

(本件相談窓口) **03-3943-7242**

〒102-0075 東京都千代田区三番町3-18-10 SCビル2F

全国生活問題支援センター